

第16回びわこ東海道景観協議会 議事要旨

■日時：

令和6年12月19日（木） 10:00～11:30

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

藤本委員（会長）、壽崎委員、武田委員、内田委員、谷委員、木村委員、村上委員
中山委員、山田委員、高木委員、杉田委員

■欠席委員：

宮本委員、宇野委員、和田委員、北村委員（オブザーバー）

■事務局：

草津市都市計画課、大津市都市計画課

■傍聴者：なし

1. 開会

会長挨拶

新任される内田委員より挨拶

2. 議事概要

■議事（1） びわこ東海道景観協議会における今後のスケジュールについて

<委員>

推奨ルールの啓発について、進捗状況の確認のための体制をどのように作っていくのか教えていただきたい。また、ルールを作っただけで誰も知らない、周知もあまりされないままでは意味がないので、進捗状況の確認が出来るような体制を作って欲しい。

<事務局>

両市の持っている条例の基準よりもかなり厳しい基準になっているので、まずは看板を設置されるクライアントの方に窓口配布、両市HP、広報誌を用いて周知し、看板業者に対しては滋賀県広告美術協同組合の協力のもと、周知をさせていただこうと考えている。周知期間に関しては、事務局では両市の屋外広告物の許可期間が3年であるため、まずはこの3年間で周知期間と考えており、3年間でどれだけの看板を推奨ルールの基

準に適合していただけたかを確認していきたい。

また、びわこ大津草津景観推進協議会は規約にもございますように、両市が景観基本計画を策定し、並びに必要な事業の実施に関する事務を管理し、執行することとありますが、推奨ルールを周知していく中で今後、この基準に適合するのがなかなか難しく、基準を見直す可能性もあると思いますので、3年間の周知結果をびわこ東海道景観協議会で諮らせていただく必要があると考えている。

<会長>

周知状況についてびわこ東海道景観協議会で報告するという認識でいいか。

<委員>

3年後となると、委員も事務局もメンバーがかなり変わっていると思うので、その引継ぎが気になる。

<委員>

びわこ大津草津景観推進協議会を主催にして、建築士会で東海道統一看板や景観づくりチャレンジ隊を行ってきて、市民の方達に景観まちづくりの意義を伝えてきたと感じている。その観点からすると推奨ルールを作って終わりではなく、これを市民や事業者にも共有することで、初めて意義が生まれてくると感じている。

<委員>

実際に、看板を施行する方や、事業者の方に向けての周知が必要であると思うので、滋賀県広告美術協同組合での周知は必要であると思う。

<委員>

びわこ東海道景観基本計画の3つの連携項目の1つでもある屋外広告物による景観形成について、協議を行ってきたが、3つの連携項目の基本方針の進捗状況も、びわこ東海道景観協議会で確認をしていく必要があると思う。

<委員>

1年に1回程度は設置業者、組合の方にヒアリングを行い、進捗状況を確認していく必要がある。設置事例があれば、それを手本に市民の方にも周知が出来ると感じている。

<委員>

なぜ、びわこ大津草津景観推進協議会とびわこ東海道景観協議会が分かれているかを再認識していただきたい。

びわこ大津草津景観推進協議会だけでは景観施策を推進していくことや、景観宣言の実現をしていくことにおいて、体制として不十分であり、びわこ東海道景観協議会が設置されたと承知をしている。今後はびわこ東海道景観協議会をどう生かしていくかを考えていき、新たな景観づくりにチャレンジしていく必要があると思う。

進捗管理については、滋賀県広告美術協働組合の方に協力頂きたいが、滋賀県の業者だけが設置するわけではなく、県外の方も設置する可能性もあるので、設置される市民や依頼主の方が当事者として、屋外広告物の推奨ルールを守らないといけないと思っていただくのが一番大事である。

<委員>

推奨ルールは法律ではないが、基本的には3年後には既存の看板に関しても、推奨ルールを守っていただくようにしていかないとこのルールを作った意味がないと思う。どこまでの拘束力を持って発信していくのが重要であると思う。

<委員>

令和7年度から推奨ルールを周知していく中で課題は必ず出てくると思うので、その課題解決の場を設けるべきだと思う。

<委員>

今後、大津市と草津市が共同して街道景観や県道18号の広告の繋がりある景観を守り、作っていく必要があると思う。

<委員>

ガイドラインの目標像を見ると、現状維持ではなく、現状の看板を排除していく必要があると感じた。新規参入される看板だけでなく、既存で設置されている看板を基準に適合させていくと何年後に目標達成されるのか。

<事務局>

屋外広告物の許可期間が3年間であり、3年経つと更新する必要があるが、そのタイミングで推奨基準に適合させるかどうかはあくまで事業者様の判断にはなる。目標像に近づける為には事業者の方にどう思いを届けるかがポイントになると感じている

<委員>

ガイドラインについて、東海道の認知度が高いが、県道18号という名称がどの程度、事業者や市民の方に認識していただけるか分からないので、「びわこ東海道屋外広告物

ルール」にした方が看板を設置する方には分かりやすいと思う。

東海道に関しては距離も限られているので、当該事業者や市民の方に案内をしたらいいと思う。そこで市民の反応を見て、賛同いただくことで実現していくことではないかと思う。

また、ガイドラインは、事業者だけではなく市民の方もご覧になると思うので、QRコードをつけて、びわこ東海道景観基本計画の連携項目の中で屋外広告物推奨ルールの取り組みをしていることが分かるようにして欲しい。

また、表紙の写真は両市を繋ぐ近江大橋の写真を入れるのがいいと思う。

<会長>

推奨ルールを作って終わりではない。ようやくプラットフォームが出来たので、それを使ってどう運用していくかが大事である。1年に1回程度は意見交換の場は設けることで、今後出てくる課題の解決にも繋がると思う。

<事務局>

皆様の意見の方向性は同じであると思っています。当初の目的としていた部分が1つ達成されたが、新たなステージとして今後どうしていくのかを事務局で再度検討していきたいと思う。

■議事（2） 草津市の景観計画改定について

<委員>

びわこ東海道景観基本計画に景観とは、目に見えるものだけではなく、そこにいる人並そのものも景観要素であると両市長の名前で記載をしている。対岸景観の写真に関しても、景色だけの写真ではなく、日常生活を映した写真も入れてみていいと思う。

<事務局>

景観計画の写真について、景色の写真もあるが、サンヤレ踊り等日常生活を映した写真も入れている。

■議事（3） その他

<委員>びわこ東海道景観協議会の協議内容や協議資料を市民や事業者の方が閲覧できるようにしていただきたい。新任される方や委員の振り返りにも活用できる。

3. 閉会

退任される谷委員より挨拶

— 終 了 —